

# 倫理綱領

## 1. 倫理綱領の趣旨

本綱領は、アジア政経学会会員が心がけるべき倫理綱領であり、会員はアジア研究を推進し、社会の信頼に応えるために、本綱領を十分に認識し遵守しなければならない。

## 2. 会員として遵守すべき項目

### 第1条（公正と信頼の確保）

会員は、研究と教育および学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信用を損なわないように努めなければならない。

### 第2条（法令の遵守）

会員は、研究と教育および学会運営にあたって、法令を遵守しなければならない。

### 第3条（プライバシーの保護と人権の尊重）

会員は、研究と教育および学会運営にあたって、研究の調査対象者および関係する人々のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。

### 第4条（差別の禁止）

会員は、研究と教育および学会運営にあたって、思想信条、性別、性的指向、年齢、出自、国籍、宗教、民族的背景、身体の形質的特徴、障がいの有無、家族状況などを理由として、差別的な扱いをしてはならない。

### 第5条（ハラスメントの禁止）

会員は、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、ハラスメントにあたるいかなる行為もしてはならない。

### 第6条（研究資金の適正な取り扱い）

会員は、他者より委託・補助された研究資金を適正に使用しなければならない。

### 第7条（著作権侵害の禁止）

会員は、他者の研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。会員はまた剽窃・盗用、データの捏造・改ざん、二重投稿を行ってはならない。

### 第8条（調査・研究成果の社会への還元）

会員は、調査・研究成果の公益性を自覚し、調査・研究成果の公表に努め、広く社会に還元することに努めなければならない。

### 3. 綱領の変更

#### 第9条（綱領の変更）

本綱領の変更は、アジア政経学会理事会の決議による。

### 4. 倫理委員会の設置

#### 第10条（倫理委員会の設置）

理事会は、本綱領の目的を実現するため、複数名の倫理綱領担当理事を置き、必要に応じて倫理委員会を設置し、その報告を受けて適切な判断と対処を行う。

\* 本綱領の目的を実現するために内規を定め、アジア政経学会は倫理委員会を設置する。

#### 【倫理委員会を設置するための内規の新設】

\* 倫理委員会についての内規

第1条 理事会は、倫理綱領に関わる案件を審議するため、倫理綱領担当理事を含め、複数の委員から成る倫理委員会を設置することができる。

第2条 倫理委員会は、倫理綱領の目的を実現するため、できるだけ迅速な審議を行い、審議の経過および結果を理事会に報告する義務を負う。

第3条 会員および本学会の関係者からの相談を受付けるため、窓口を設置する。

(2015年6月13日、理事会で決定)

(2016年6月19日、理事会で一部改正)

\* 倫理綱領に関わるご相談は、倫理綱領担当理事の窓口（rinriJAAS@gmail.com）にお寄せください（\*を@に変えて送信してください）。または、担当に関わりなくいずれかの理事に直接ご遠慮なくご相談ください。